

## 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成26年11月5日

日本下水道事業団  
契約職 西日本本部長 野村 充伸

公示No. 西九実 26-247

### 1 業務概要等

- (1) 業務名 平成26年度石垣市石垣西浄化センター実施設計業務委託その2
- (2) 業務内容 実施設計(新設)
- ①施設名 石垣市石垣西浄化センター (終末処理場 標準活性汚泥法)
- ②全体能力 22,600 m<sup>3</sup>/日
- ③今回能力 22,600 m<sup>3</sup>/日
- (3) 公募範囲
- |              |    |
|--------------|----|
| 基本設計(汚泥処理施設) | 一式 |
| 詳細設計(汚泥処理施設) | 一式 |
- ただし、公募範囲は予定であり、変更されることがある。
- (4) (今回対象)
- |              |    |
|--------------|----|
| 基本設計(汚泥処理施設) | 一式 |
|--------------|----|
- (5) 履行期間
- |      |                          |
|------|--------------------------|
| 公募範囲 | 平成26年度 ~平成27年度(予定)       |
| 今回対象 | 契約締結日の翌日から 平成27年2月27日 まで |
- (6) 業務地 沖縄県石垣市字新川地内
- (7) 必要職種
- |      |    |    |    |    |
|------|----|----|----|----|
| 公募範囲 | 土木 | 建築 | 機械 | 電気 |
| 今回対象 | 土木 | 建築 | 機械 | 電気 |

### 2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者から、技術提案書の提出を求める。

- (1) 建設コンサルタント等の選定等に関する達(平成6年達第8号)第2条第1号の規定に該当し、かつ同第2条の2の規定に該当しない者であること。
- (2) 日本下水道事業団における平成25・26年度建設コンサルタント業務等に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、日本下水道事業団から建設コンサルタント業務に関し、以下の区域において指名停止を受けていないこと。
- 九州区域
- (5) 同種業務の実績
- 過去5年間に、以下に掲げる同種業務の実績を有すること。なお、配置予定の管理技術者が管理技術者として同様の同種業務の実績を有する場合は、この実績を有する者とみなす。

#### ① 業務内容

下水道終末処理場(OD法、POD法以外)に係る実施設計

#### ② 規模

全体能力 11,300 m<sup>3</sup>/日 以上

ただし、平成25年度の成績優良者については、

全体能力 7,533 m<sup>3</sup>/日 以上 と読み替える優遇措置を行う。

#### (6) 保有する技術職員の状況

次のいずれにも該当しないこと。

- ① 技術士(上下水道部門(選択科目を「下水道」とするもの)又は総合技術監理部門(選択科目を「上下水道-下水道」とするもの)に限る。以下同じ。)の資格を有する者がいない場合。
- ② 1の(7)中(公募範囲)の欄に記載された各職種ごとに、以下の要件を満たす技術者を1人以上保有していない場合。
- ア 7年以上の実務経験(下水道実施設計・計画設計等下水道業務全般の実務経験をいう。以下同じ。)かつ(5)①に掲げる同種業務に関する過去3年間に3件以上の実績を有すること。
- イ 建築の担当技術者にあつては、前項アのほか1級建築士の資格をも有すること。

#### (7) 当該業務の実施体制

次のいずれにも該当しないこと。

- ① 以下の要件をすべて満たす管理技術者を配置できない場合

- ア 技術士の資格を有すること
- イ 過去5年間に管理技術者又は担当技術者として(5)①に掲げる業務の実績を有すること
- ウ 手持ち業務量(契約金額500万円以上の業務に限る。以下同じ。)が10件以下であること
- エ 平成25年度に行った業務の業務成績で60点未満の業務がないこと
- ② 1の(7)中(今回対象)の欄に記載された必要職種ごとにおいて、以下の要件をすべて満たす担当技術者若しくは別紙により配置することができることとされた担当技術者又は暫定担当技術者を配置できない場合。
  - ア 技術士の資格又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として3年以上の実務経験を有すること(建築の担当技術者にあつては1級建築士の資格を有し、かつ管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として3年以上の実務経験を有すること)
  - イ 過去5年間に管理技術者又は担当技術者として(5)①に掲げる業務の実績を有すること
  - ウ 主な担当技術者(暫定担当技術者であるものは除く。)の手持ち業務量が10件以下であること。主な担当技術者(暫定担当技術者であるものを含む。)とは、次の職種を担当する者とする。  
 土木 建築 機械 電気
  - エ 平成25年度に行った業務の業務成績で60点未満の業務がないこと
- ③ 以下の要件をすべて満たす照査技術者を配置できない場合  
 技術士の資格(建築にあつては1級建築士の資格)又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として7年以上の実務経験を有すること

### 3 技術提案書の特定のための評価基準

- (1) 技術職員の経験及び能力
  - ① 配置予定の管理技術者及び担当技術者の資格
  - ② 過去5年間の同種業務経験
  - ③ 契約金額500万円以上の手持ち件数
  - ④ 過去2年間の業務成績
  - ⑤ その他評価すべき事項(表彰)
  - ⑥ 配置予定の管理技術者の継続教育(CPD)
- (2) 業務実施方針及び手法
  - ① 業務内容の理解度
  - ② 業務実施方針の妥当性
  - ③ 提案の的確性・独創性・実現性
  - ④ 工程計画及び動員計画の妥当性
- (3) 技術提案書の実施方針案について配置予定管理技術者からのヒアリング(必要な場合のみ)

### 4 参加表明書及び技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

- (1) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。ファックスによるものは受け付けない。
- (2) 提出先 担当部局(日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 契約課)  
 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号 大阪御堂筋ビル6階  
 電話 06-4977-2501 FAX 06-4977-2521
- (3) 提出期限 平成26年11月19日 午後4時 まで  
 (参加表明書及び技術提案書とも同じ。)

### 5 その他

- (1) 入札説明書の販売場所等  
 入札説明書を下記にて販売する。なお、郵送を希望する場合は、FAXにて申し込むこと。  
 一般財団法人 下水道事業支援センター大阪支部  
 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号 大阪センタービル13階  
 電話 06-6245-5105 FAX 06-6245-5107
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4(2)記載の担当部局に同じ。
- (3) 本手続における技術提案書の特定その他の手続きに不服がある者は、契約職に対して苦情を申し立てることができる。
- (4) この公示に係る公募範囲(予定)の対象業務については、原則として本業務で配置予定の管理技術者、担当技術者(暫定担当技術者であるものを含む。)及び照査技術者を変更できない。  
 ただし、当該配置予定管理技術者の本業務における成績評定点が60点未満である場合は、当該配置予定管理技術者を本業務に引き続き公募範囲(予定)対象業務の管理技術者とする事ができない。
- (5) 本業務は、今後日本下水道事業団が公示又は公告する案件において管理技術者の手持ち業務の対象とする。ただし、本業務の契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- (6) 本業務のうち次の職種に関する業務は、今後日本下水道事業団が公示又は公告する案件において担当技術者(暫定担当技術者であるものを除く。)の手持ち業務の対象とする。ただし、本業務の契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。  
 土木 建築 機械 電気
- (7) 担当技術者(暫定担当技術者であるものを含む。)の補助として副担当者を配置することができる。
- (8) 副担当者の資格要件は、別紙に示す。
- (9) 技術提案書の業務実施方針及び手法において、いずれかの項目が評価C(劣る)の評価となった場合は特定しない。
- (10) 本業務は、参加表明書及び技術提案書を提出する者が、参加表明書及び技術提案書(「業務実施方針及び手法」を除く。)について自ら評価したうえで提出し、それを日本下水道事業団が審査する方式(自己評価方式)の試行対象業務である。